

家庭的保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		家庭的保育補助者加算 ⑦		家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨										
					処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅰ									
20/100地域	3号	保育標準時間認定	171,180	+	1,620 × 加算率	+	5,550	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	51,740	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
16/100地域	3号	保育標準時間認定	167,960	+	1,590 × 加算率	+	5,360	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	50,380	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
15/100地域	3号	保育標準時間認定	167,150	+	1,580 × 加算率	+	5,320	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	50,040	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
12/100地域	3号	保育標準時間認定	164,740	+	1,560 × 加算率	+	5,180	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	49,010	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
10/100地域	3号	保育標準時間認定	163,140	+	1,540 × 加算率	+	5,080	+	50 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	48,330	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
6/100地域	3号	保育標準時間認定	159,920	+	1,510 × 加算率	+	4,900	+	40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	46,970	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
3/100地域	3号	保育標準時間認定	157,510	+	1,490 × 加算率	+	4,760	+	40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	45,950	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									
その他地域	3号	保育標準時間認定	155,090	+	1,460 × 加算率	+	4,620	+	40 × 加算率	+	利用子どもが4人以上の場合 28,250	+	280 × 加算率	+	44,930	+	35,320	+	350	× 加算率
		保育短時間認定									24,040									

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算			賃借料加算			連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
			加算額		加算額						
			標準	都市部	標準	都市部					
			⑩		⑪						
20/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 18/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
16/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
15/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 19/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
12/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
10/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 19/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
6/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 20/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
3/100地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 21/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			
その他地域	3号	保育標準時間認定	A地域	8,100	8,900	A地域	44,300	49,200	6,170	(④+⑤+⑧) × 20/100	5,030
			B地域	7,700	8,400	B地域	24,400	27,100			
		保育短時間認定	C地域	7,300	8,000	C地域	21,300	23,600		(④+⑤+⑧) × 21/100	4,100
			D地域	6,900	7,600	D地域	19,100	21,200			

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 48,660 ÷ 各月初日の利用子ども数		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする		
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,080 ÷ 各月初日の利用子ども数				
冷暖房費加算	⑯	1 級 地	1,650	4 級 地	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域		110
		3 級 地	1,460			
除雪費加算	⑰	5,860		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑱	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑲	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑳	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（備考）公定価格については、以下の算定式により算出する。

基本部分＋基本加算部分－加減調整部分（「連携施設を設定しない場合」＋「食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合」＋「常態的に土曜日に閉所する場合」）＋特定加算部分